

石垣都市計画公園・緑地の変更（石垣市決定）

1. 都市計画公園中 「2・2・1号 双葉公園」「2・2・8号 平得中央公園」「2・2・12号 真喜良公園」「3・4・4号 登野城公園」を廃止する。
2. 「2・2・7号 うぶ公園」「3号 真栄里緑地」を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・7	うぶ公園	字平得	約0.52ha	
緑地	3	真栄里緑地	字真栄里、八島町2丁目	約2.96ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由：石垣市では都市計画公園整備に順次取り組んでおり、現在は、25箇所、422.71haのうち、11箇所（一部供用開始含む）、241.52haが供用開始されている一方で、都市計画決定から約50年経過してもなお未整備の公園が11箇所存在している。

年々公共投資の縮減を受ける地方自治体の厳しい財政状況の中において都市計画事業自体の進展が困難なことから、これらの整備には多くの資金と時間がかかることが予想される。

また、これらの公園は、長期にわたって地権者に建築制限による土地利用上の規制を課し続けており、売買・建替え等の将来の生活設計が立てにくいなどの課題もある。

今後の持続可能な都市の形成に向け、都市計画公園以外の既存公園も含めた総合的な観点での配置整備を基本とし、地区の実態を踏まえた、都市計画公園の変更・見直しを行う必要があることから、石垣市都市計画公園・緑地見直しガイドライン（平成28年7月）を策定した。

このため、双葉公園、平得中央公園、真喜良公園、登野城公園の廃止及びうぶ公園、真栄里緑地の区域の一部見直しの都市計画変更を行うものとする。